

## 別紙

### 要望1 詳細（斑点米カメムシ防除農薬の使用をやめる）について

【要望1-1】斑点米カメムシ防除用として登録した農薬から、その適用を除外して、使用できないようにしてください。

1、斑点米カメムシを害虫としたのは、農水省の責任であり、農薬使用により防除するような害虫ではありません。このことは、要望2、3でも述べる通りです。

2、斑点米カメムシ防除の仕組みががっちり出来上がっている中で、農薬を使用するのをやめさせることは、農水省の権限で実施可能です（注1）。

最近では、有機リン剤アセフェートの毒性再評価で、食品安全委員会が一日摂取許容量をそれまでの10分の1以下にしたため、農水省は、適用登録のあるミカン類に、当該製剤を使用しないよう指導しました。また、有機リン剤DEPの場合は、無人ヘリコプター空中散布や食用作物への適用登録を削った例もあります。私たちはより強く、行政権限として斑点米カメムシ防除に適用のある農薬製剤について、使用しないよう適用の削除を求めます。

3、水稻の開花期、成熟期に散布される斑点米カメムシ防除農薬は、ミツバチ大量死の原因となり、散布情報共有の指導と巣箱避難を指導しても、ミツバチ被害を防止できないことは、農水省の調査で明らかになっています。（注2）

4、農水省の14年6月通知「平成26年度の水稲の開花期に向けた蜜蜂被害軽減対策の推進について」では、ミツバチの活動が盛んな8～12時には農薬散布をやめる。粒剤の田面散布に切り替えることを指導していますが、時間規制の遵守は困難です。また、粒剤をまいた場合、単位面積あたりの活性分量は希釈液の散布よりも多くなり、環境への負荷が増大し、生態系への影響はより大きくなるのではないかと考えられます

5、斑点米カメムシを減らすには、水田やその周辺の除草や田んぼの生物相を豊かにすることで十分可能（このことは有機農家などで、経験済み）なのに、農水省は農薬の使用方法を模索するだけであり、畜産草地研究所はミツバチが農薬被害を受けないための飼育技術の開発を進めているにすぎません。現に、起こっているミツバチ大量死を防ぐには、早急な具体的対策として、農水省は、斑点米カメムシ防除農薬の散布をやめさせるべきです。

（注1）農薬登録申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があると

きには、第六条の三 農薬取締法（職権による適用病虫害の範囲等の変更の登録及び登録の取消し）が適用可能です。

（注 2）農水省はミツバチへの被害を散布農薬の直接被曝による致死についてしか、みとめていませんが、それでも、これを防止し得ないのが、問題です。

養蜂者の中には、蜂巣が維持できなくなったり、蜂群数が減ったとの報告もありますし、致死量以下でミツバチの帰巢本能に影響がでることは畜産草地研究所の報告にありますが、農水省は、このことやミツバチの生殖系への影響、蜂巣が維持できなくなることは認めていません。

農水省は、ミツバチへの影響しか述べておりませんが、花粉媒介昆虫等が農作物の生産にどれだけ経済効果をもたらしているかの調査結果を明らかにすべきです。

**【要望 1－2】ミツバチをはじめとする花粉媒介昆虫や天敵昆虫（以下ミツバチ等という）を農薬被害から保護する法令条文が必要です。農薬取締法に以下のような2点の条項の導入を求めます。**

#### **(1) 農薬取締法に、ミツバチ等を保護するための条文をいれる**

1、ミツバチ等は、蜂蜜の生産だけでなく、受粉作物の生産に不可欠なので、保護する必要があります。

養蜂団体は、セイヨウミツバチだけで、受粉作物に対す貢献度は、1614億円から2000億円と推算しています（日本養蜂協会：ポリネーター利用実態等調査事業報告書、H26年3月）。自然界の花粉媒介昆虫の貢献度をくわえると、もっとふえることでしょう。

現行の農薬取締法では、ミツバチ影響試験や天敵昆虫等影響試験の実施が求められていますが、これらが非標的昆虫として、大量死しても、規制する条文がありません。

水産動植物について、現行法では、その影響試験結果をもとに、農薬登録の可否や使用規制につなげているのと大きな違いです。ミツバチ毒性は、単に農薬容器等に、使用上の注意として記載されるだけで、農薬登録の可否に反映されていません。

2、農水省に、ミツバチ毒性をランクづけ、毒性の強い農薬は「蜜蜂等危害性農薬」（仮称）を設定し、都道府県知事が使用について、地域規制が出来るよう求めても、

『我が国では蜂群崩壊症候群（CCD）のような現象は見られておらず、現時点で、農薬により蜜蜂に著しい被害は見られておりません。2013年度から被害の実態を正しく知り、被害の発生要因を明らかにするため、蜜蜂被害事例調査を実施をしており、発生要因等に

ついて解析を行うこととしていますが、現時点では、蜜蜂についてご要望のような制度を導入する必要性はないと考えております。』（2014年3月 反農薬東京グループへの回答）と回答するばかりでした。

この考えは、6月に公表された農水省の報告で、破綻したことは明らかで、私たちは、ミツバチ等の保護のため、斑点米カメムシ防除農薬使用を規制するときにきていると思います。

3. カメムシ防除農薬で、ミツバチ被害がでていのに、法規制を実施しないという農水省の姿勢は、すでに、ネオニコチノイド系の一部を二年間の使用停止にしたEUや今年中に対策案をまとめるというアメリカなどの国際動向を無視したものです。

## **(2)「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」を強化する**

1、農水省は、ミツバチ毒性のある農薬について、農薬使用者と養蜂者との間に農薬散布情報を共有することをあげています。このことは、農薬によるミツバチの被害が顕著になった1950年代から、ずっと指導され続けてきました。

その後、農薬によるミツバチ被害の調査はなおざりとなり、毎年数件しかないとして来ましたが、先の調査で、69件の被害を認めました。

さらに、2013年からの養蜂振興法の施行で、養蜂業者にかぎらず、一般養蜂者にも、飼育の届出義務を強化した際、農薬散布情報が伝わりやすくなることをメリットとしてあげていました。しかし、農薬使用者に届出義務がない現状は、バランスを欠いており、情報が的確に伝わりません。農薬使用届の義務付けを強化すべきです。

2、特に、無人ヘリコプターによる斑点米カメムシ防除農薬の空中散布面積は、地上散布面積を超えており、しかも、地上散布より、高所から、高濃度で、短時間に広範囲に農薬が散布されるため、ミツバチ被害は地上散布よりも拡大する恐れがあります。空中散布の実施予定を届け出るよう義務付ける必要があります。

水稻散布面積が年間3.9万ha(13年実績)である有人ヘリコプター空中散布については、実施届義務があるのに、93万haある無人ヘリコプター空中散布には届出が義務づけられていないというのは、不合理です。(今年6月の「無人ヘリコプター指導指針」の改定で、はじめて、実施計画を農水省へ報告するようにと指導がありましたが、法的強制力はありません。)

3、避難すべき巣箱の、水田等からの距離、期間などを定めたミツバチ避難についての、条文を追加することが望まれます。避難経費の負担も明確でない現在、巣箱を避難させるよう指導しても、実行が困難です。省令では、ミツバチ避難に関する条項も必要です。

## 要望2 詳細 着色粒規定を農産物検査規格から除外すべき理由

斑点米カメムシ防除の農薬が散布される背景に、農産物検査法の米の着色粒規定があります。カメムシの吸汁痕が残った斑点米が着色粒として、規定によって等級差がつけられているからです。農家が出荷する際に玄米の段階で検査されます。その規格規程は以下のとおりです。

農産物規格規定（抄）

ハ 品質

(イ) 水稻うるち玄米及び水稻もち玄米

項目 等級	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
							もみ (%)	麦 (%)	もみ及び麦を 除いたもの (%)	
1等	70	1等標準米	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準米	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準米	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

着色粒が1000粒に2粒あれば、2等米に等級落ちとなり、60キロで1000円前後安い価格となります。そのため農家はカメムシ防除の農薬散布をせざるを得ないのです。農協も「めざせ！1等米」とポスターを掲げ、防除農薬の使用を推進しています。斑点米（部分着色粒）規定が除去できる直径1mmほどの小さな斑点から対象とし、等級差をつけるなど以下のように、着色粒規定は合理性に欠けます。

1. 米の品質に大きく影響を与えるガラス片や石粒など口に入ると危険な異物と比べて、着色粒に対し同等以上に厳しい規格を設けていることは疑問です。特に1等米基準は、異物の混入が着色粒よりも2倍多く許容される等、理解し難い規格です。

輸入米の合否判定は、着色粒1%であり、国内規格0.1%と比べて10倍の差があります。また等級はなく合否振り分けされるだけです。品質に及ぼす着色粒の意味合いはこの程度のものであります。

2. 近年は色彩選別機が広く普及し、着色粒はほとんど除かれ、そのあと、とう精で削られます。斑点米は農産物規格規定の着色粒定義にある「部分着色粒」に当たります。直径1mmの軽微な斑点はとう精で除去されます。「とう精によって除かれる」ものは着色粒に当たらないと定義されているのです。とう精でも残るような大きな被害粒は色彩選別機で弾かれます。

着色粒の規定は不要です。

#### 着色粒定義

全面着色粒	着色の濃淡に係わらず、着色が粒表面にあるもの。 ただし、とう精によって除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。
部分着色粒	着色の濃淡に係わらず、着色が粒の一部にある粒で、着色の大きさが直径 1mm 以上あるもの。 なお、着色が円形以外の不整形にあつては長径に短径を加えて 2 で除した長さを直径とする。 ただし、とう精によって除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。
赤米	粒表面の一部に赤条等が残り、赤条等の長さの合計がその粒の長さの 2 倍以上のもの。 ただし、それ未満の長さの粒にあつては、被害粒とする。 ただし、とう精によって除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/kome/k\\_kikaku/k\\_kaisetsu/index.html#bubun](http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/kome/k_kikaku/k_kaisetsu/index.html#bubun)

3. この等級は消費者が小売で購入する際には消えて存在せず、店頭に並ぶのは銘柄による価格の違いだけです。流通業者が生産者から買い付ける際にだけ付ける等級です。検査員の正答率は 80% 以下という目視 (!) の品位検査で 1000 粒に 2 粒と判定されれば、等級落ちします。業者は等級落ちで安く買った米を色彩選別機やとう精を経て、1 等米、2 等米関係なく等級が消えた米を小売りします。

生産者に不利益を与えるだけでなく、米流通の不透明さが問題です。

4. 斑点米は収穫量にほとんど影響はなく、食味、安全性にまったく問題はありません。問題なのは斑点米をなくすために、大量の農薬が使用されていることや、養蜂業、ミツバチに頼る果樹・園芸業が犠牲になっていることも消費者は一切知らされていないことです。流通業者は消費者が斑点米を嫌うことを規定が必要の理由にしていますが、知れば消費者は農薬多用の米のほうこそ嫌い、避けたいと思うでしょう。

5. 斑点米除去ロスはずかであり、農薬散布のコストのほうが高く経済合理性もありません。

①斑点米除去ロス、日本精米工業会工場実態調査（平成 16 年）によれば、斑点米が 0.3% 混入した 2 等米で 0.54% で、現在は選別機の性能がさらに向上しており、0.375%（選別機メーカー）にまでロスが減少しています。

※参考 除去ロス 0.54% は、玄米価格 60kg11000 円の場合 59.4 円に相当

②一方、農薬を2回散布した場合の農薬代は、60kg当たり約300円程度のコストが掛かり、さらに無人ヘリの料金がかかります。大潟村の場合、10a当たり1100円、1俵当たりでは約113円です。しかも、農薬を散布しても1等米基準を満たすとは保証されないのです。カメムシ薬剤防除はその効果、経済性からみても合理性がありません。

例 スタークル粉剤1400円/3kgを1回、キラップ粉剤1400円/3kgを1回使用し、玄米を570kg/10a収穫した場合

③農水省は「米のとう精における着色粒の除去コスト（試算）」で「着色粒なし」と「2等下限0.3%」の差を玄米60kg当たり486円と試算し、着色粒規格の必要性の根拠としていますが、この試算には着色粒の除去とは関係しない費用が多数含まれるなど水増しされています。指摘を受けた農林水産省は平成21年、当時の奥原食糧部長が除去コストの再調査を約束したのですが、再調査は未だに実施されておらず、同試算の妥当性や着色粒規格の必要性は証明されていません。

## 要望3 詳細（植物防疫法「指定有害動植物」から斑点米カメムシを除く）

植物防疫法は、1950年（昭和25年）に、①輸出入植物及び国内植物の検疫、②植物に有害な動植物を駆除、③まん延を防止することを目的に制定された法律です。

この法律に指定有害動植物の規定があり、「有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう」とあります。

指定有害動物は18種類の昆虫等がきめられています。斑点米カメムシ類は17番目にあり、2000年（平成12年）に指定されています。

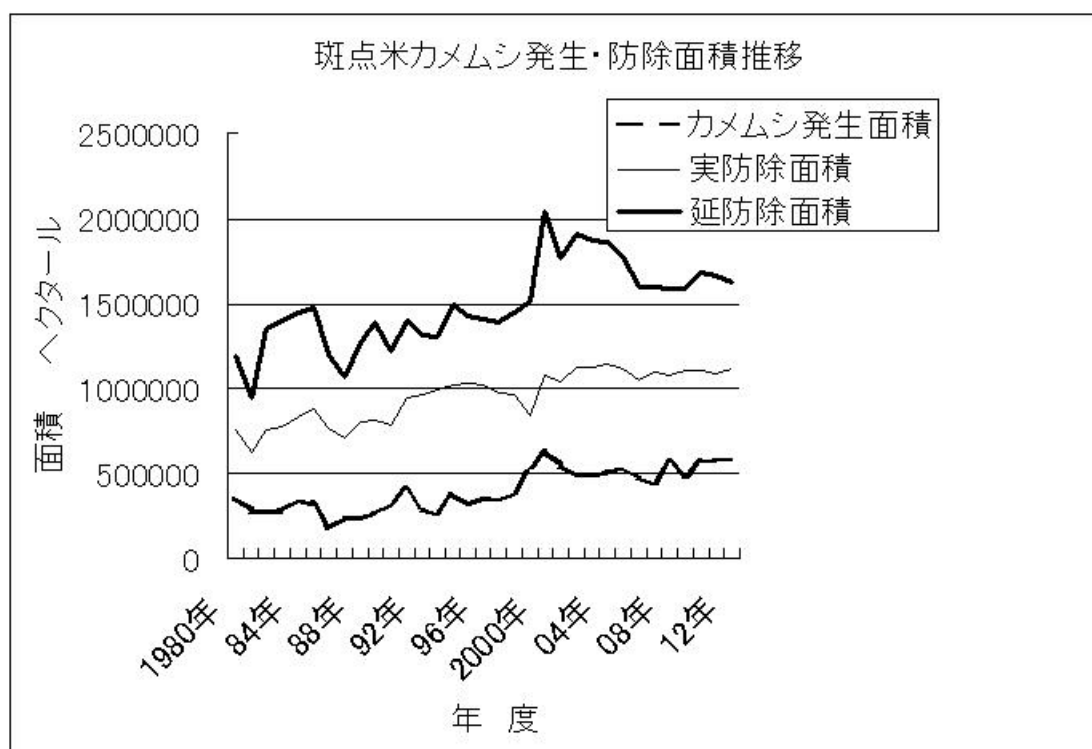
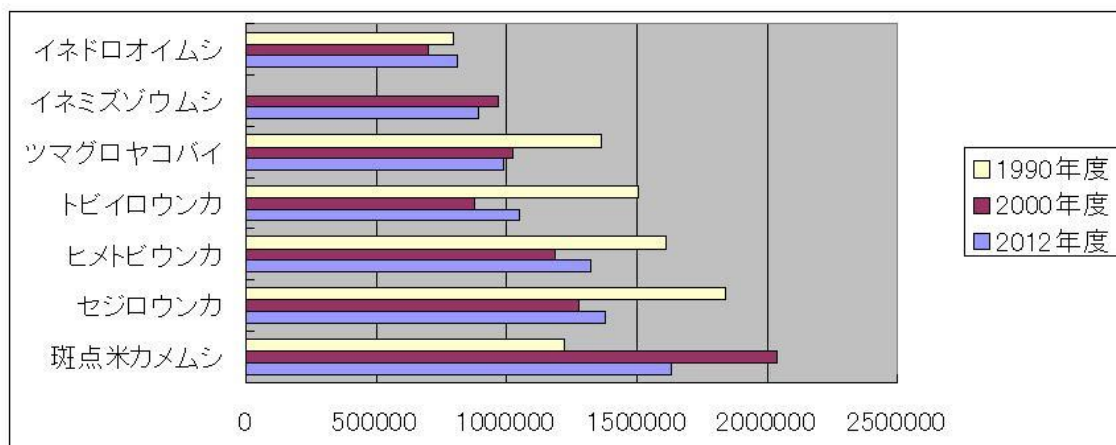
これに指定されると、国は対象害虫の発生予察事業を行い、都道府県はそれに協力しなければならないことになっています。また国は必要に応じて防除計画の大綱を定め、都道府県は防除計画を定めなければならないとなっています。

農水省は毎月、病虫害の被害状況を示し、それに応じて都道府県の病虫害防除所が県での防除の情報を出します。今年は、斑点米カメムシについては、農水省は7月10日に発生予報で草刈りを、7月24日に、農薬散布を指導しています（この予報に基づき、8月6日までに24道県から29件の注意報発出）。8月7日には、秋田県は、「警報1」をだし、斑点米カメムシ類の発生量が多いと予想されるので、農薬による防除を徹底するよう求めています。

カメムシは未熟な米の籾の間に口を差し入れ汁を吸い、その痕が斑点になるだけで、ウンカのように稲を枯らすことはなく、米の収穫量に大きな被害を与えるわけではありません。むしろ、指定害虫に指定することで、予察情報を発し、生産者に農薬散布せねばという危機意識を与え、農薬散布をしていることの方が問題です。収穫量にほとんど影響がないわけですから、重大な被害を与えるという指定有害動物からははずすべきです。

にもかかわらず、斑点米カメムシに対する農薬防除は、次ページの図に示したように水田での殺虫剤散布のトップです。発生量の何倍もの農薬を散布しています。

図 水稲害虫の種類別農薬防除延べ面積比較



斑点米カメムシ類としての防除面積は、ほとんどの年が130万haを超えており、発生面積よりも実防除面積が約2倍多く、さらに、複数回散布するためか、延べ防除面積は、実面積の1.5倍程度になっています。特に、植物防疫法での指定(2000年)以後、斑点米カメムシ防除が増えています(1990年代は延べ防除面積は、130~150万、2000年代160~200万ha)。

このような構図をみれば、斑点米カメムシは、農水省が作り出した害虫だといえます。